解散公告

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

広島県安芸郡府中町本町四丁目四番一八号

有限会社ゼイ・アール

代表清算人　川本　守利

解散公告

当法人は、平成二十四年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

山口県下関市岬之町一一番二〇号

特定非営利活動法人豊前田・細江町をこよなく愛する会　清算人　磯邉　守

解散公告

当法人は、平成二十四年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

愛媛県宇和島市元結掛二丁目五番六号

特定非営利活動法人ＥＦＬえひめから愛　清算人　中川鹿太郎

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十七日開催の臨時株主総会の決議により平成二十四年十一月三十日付けをもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

熊本市中央区大江五丁目一七番五号

株式会社南九州税理士会館

代表清算人　松村　篤憲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県さいたま市中央区中里字前原八五番地

宗教法人人の道学園　清算人　船城　久伍

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

静岡県掛川市高瀬一五一六番地二

社団法人高瀬報徳社

代表清算人　原川　武

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十一月三十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号吹田市役所内

吹田市土地開発公社

清算人　宮村　長男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

社団法人日本絹業協会

代表清算人　髙木　賢

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十四年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

愛知県名古屋市瑞穂区桃園町六番二三号

パロマ厚生年金基金

代表清算人　小林　弘明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

三重県津市神戸七三九番地

清算法人津中部土地改良区

代表清算人　松田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区上大崎一丁目二番地、最後の住所神奈川県横浜市青葉区さつきが丘九番地四一　カメリアハイツ一〇七号

被相続人　亡　仁禮　兼義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

北海道小樽市入船一丁目一番五〇二号ブランシェ竹栄、事務所北海道小樽市稲穂二丁目六番三号太陽生命小樽ビル六階

相続財産管理人　司法書士　林　正章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市脇本脇本字横町道下四〇番地、最後の住所秋田県男鹿市脇本田谷沢字大橋向三五番地二　被相続人　亡　小玉　敏則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

事務所秋田市八橋本町三丁目七番一八号

伊勢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊勢　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市関本町福田六〇五番地、最後の住所茨城県北茨城市磯原町木皿八三五番地一　小川正一方

被相続人　亡　鈴木　亮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市石原町一〇八六番地一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　丸山　嘉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十八日

群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号高橋三兄弟法律事務所

相続財産管理人　弁護士　舘山　史明

第44期決算公告

平成24年12月18日

北海道釧路市知人町1番5号

釧路重工業株式会社

代表取締役　瀧澤　哲也

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,279
	固定資産	932
	合計	2,211
負債及び純資産の部	流動負債	1,571
	固定負債	366
	株主資本	274
	資本金	180
	利益剰余金	100
	利益準備金	45
	その他利益剰余金	55
	（うち当期純損失）	(31)
	自己株式	△6
	合計	2,211